

台風19号の被災者の医療について(その5)

【発行】長野県保険医協会

〒380-0928 長野市若里1-5-26 TEL:026-226-0086 FAX:026-226-8698

一部負担金を免除（猶予）する保険者の検索システムを長野県保険医協会ホームページ（<https://nagano-hok.com/page-7179>）に掲載しています！

台風19号の被災者の一部負担金の支払い猶予・免除に関して、一部の共済組合も猶予等を行います。11月14日時点で長野県市町村職員共済組合、地方職員共済組合、日本郵政共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合など74の共済組合が免除又は猶予の取扱いを実施しています。

1. 対象者

令和元年台風19号により、以下のいずれかの申し立てをした方

- ① 住家の「全半壊」、「全半焼」、「床上浸水」又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が「死亡」、「重篤な傷病を負う」、「行方不明」の方
- ③ 主たる生計維持者が業務を「廃止」又は「休止」した方
- ④ 主たる生計維持者が「失職」して現在収入がない方

2. 一部負担金の支払いが「免除」又は「猶予」される方

災害救助法の適用市町村（*）に住所を有する方であって、次のいずれかの方

- ① 表1の市町村国保、国保組合又は後期高齢者医療広域連合に加入されている方
- ② 協会けんぽ、一部の健保組合、共済組合等に加入されている方

* 災害救助法の適用市町村（長野県内分のみ抜粋。※内閣府の発表が訂正され、下諏訪町は適用市町村ではありません）

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曾町、麻績村、生坂村、筑北村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

表1. 免除となる市町村国保・国保組合・後期高齢者広域連合（長野県内分のみ抜粋、11/13現在）

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、佐久穂町、長和町、下諏訪町、辰野町、麻績村、生坂村、小布施町、高山村、飯綱町、中野市、軽井沢町、御代田町、富士見町、坂城町、伊那市、北相木村、立科町、青木村、栄村、原村、長野県建設国保組合、長野県医師国保組合、長野県後期高齢者広域連合（介護保険の利用料については、免除・猶予の実施市町村が表1と異なる場合があります。）

※他県分を含め免除・猶予対象となる保険者についての最新情報は

厚労省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07392.html)

長野県 HP (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokuho/kenko/iryo/iryo/taifuu19gou.html>)

長野県保険医協会 HP 保険者検索システム (<https://nagano-hok.com/page-7179>) にて確認されたい

3. 医療機関の窓口での対応

上記1、2の該当者であることを確認し、対象者である旨（例：「床上浸水」など）をカルテ等の備考欄に記録します。窓口では一部負担金は徴収しません。

※ 一部負担金の猶予・免除の取扱いは、2020年1月末までに行った診療、調剤、訪問看護です。

※ 入院時食事療養費・生活療養費に係る標準負担額については、猶予・免除の対象外とされており、これまでどおり徴収します。

※ 一部負担金の猶予・免除にかかわらず、レセプトで10割を保険請求します。

※ 介護保険の利用料についても、原則として同様の免除措置があります。